平成２３年（フ）第２１６９号
さいたま市緑区東浦和４丁目10番地４　パークストリート202
債務者　磯西　律子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３３５号
大阪府茨木市水尾２丁目６番２号
債務者　藤岡　京子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４６号
大阪府豊中市上新田１丁目25番Ｊ―604号
債務者　栗田今日子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００８号
大阪市西淀川区竹島３－３－５　レオパレスさくらＥａｓｔ307号、住民票上の住所大阪市旭区今市２丁目22番32号　ハウスパティオ201号室
債務者　安藤　快正
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９９号
大阪市西区南堀江１丁目14番10号　グランビア堀江402、前住所大阪市中央区中之島１丁目５番17―406号
債務者　松田　友希
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６６号
大阪府東大阪市柏田東町８番28号、前住所堺市中区福田603番地11―104号
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３８９号
大阪市淀川区田川３丁目１番39号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目７番11号
債務者　西田防水工業こと　西田　和哉
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９１号
大阪府吹田市出口町27―３　アビダシオン豊津306号、住民票上の住所大阪府摂津市別府２丁目６番12号
債務者　平嶋　栄治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０２号
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―403号、住民票上の住所大阪府八尾市高砂町１丁目33番地の４　市営住宅27―20号
債務者　河合　喜明
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２７号
大阪市平野区加美北３丁目６番３号　ブランフルールＡ棟206
債務者　秋月紗矢香（旧姓大浦）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４６号
大阪府東大阪市長堂３丁目19番12号
債務者　禹島載明こと　禹　　載明
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６４号
大阪市東住吉区桑津５丁目３番６―305号
債務者　山本　勝良
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０８号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番46―405号
債務者　福山栄次こと　李　　栄成
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番50号　田中文化101号
債務者　假谷　輝雄
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７号
大阪市旭区清水３丁目30―17　大建ハイツ千林、住民票上の住所大阪市城東区古市１丁目12番16号
債務者　山本　昌彦
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５号
大阪市淀川区西中島２丁目７番19号　メゾンドツリー203号
債務者　永安　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３号
大阪市住吉区帝塚山中５丁目７番２号
債務者　瀬戸　　卓
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部